

古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理 業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、串本町が令和4年度に実施する古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理業務(以下「本業務」という。)の委託について、業務実施の能力等の審査をプロポーザル方式により行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名：古座分庁舎リノベーション事業に伴う企画提案・設計・施工・施工監理業務
- (2) 業務場所：和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地
- (3) 業務内容：仕様書及び特記仕様書による。
- (4) 履行期間：契約締結日から令和5年3月31日まで
ただし、契約については仮契約とし、串本町議会での承認後に本契約として効力が生じるものとする。
※本工事は、関係各署との繰越事務手続きが適正に完了した際に翌年度への繰越事業となるものとする。
- (5) 見積限度額：137,500 千円(消費税・地方消費税含む。)

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 参加表明の受付期間：令和4年12月9日(金)まで
- (2) 質問の締切：令和4年12月16日(金)まで
- (3) 質問の回答期限：令和4年12月23日(金)まで
- (4) 提案書受付期限：令和5年1月27日(金)まで
- (5) プレゼンテーション・審査会：令和5年2月上旬予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、町がその資格を認めたものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 串本町建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱第4条による指名停止措置要件に該当しないこと。
- (3) 計画担当者が、一級建築士、それに準じる有資格者又は本業務同等の用途変更

確認申請実績を有すること。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 参加申込書提出日において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 本業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。

5 参加表明

- (1) 提出書類：様式 1「参加表明書」
- (2) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は、事前に連絡すること。
- (2) 提出場所：〒649-4192 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地
串本町役場 企画課 ロケット推進室
- (3) 提出期限：令和 4 年 12 月 9 日(金)午後 5 時まで必着

6 質問

- (1) 提出書類：様式 2「質問書」
- (1) 提出方法：企画提案に関する質問がある場合は、必要事項を記載の上、電子メールにより提出すること。
E-mail : kikaku@town.kushimoto.lg.jp
- (2) 提出期限：令和 4 年 12 月 16 日(金)午後 5 時まで必着
- (3) 回答期限：令和 4 年 12 月 23 日(金)午後 5 時
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、随時、串本町公式ホームページにて公開する。なお、提案書類の記載内容又は評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けない。

7 企画提案書

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(様式は任意) 7 部
- ※企画提案書には、業務スケジュール及び業務体制を記載すること。
- イ 様式 3「提案者の概要書」 7 部

ウ 様式4「見積書」 7部

※内訳がわかるように内訳書(様式は任意)を別途添付すること。

※見積書の内訳は、詳細がわかるよう作成すること。

エ 実務実績(様式は任意) 7部

※実務実績には、本業務と同種又は類似の会社実績を記載すること。

オ 様式5「誓約書」 1部

(2) 提出方法

提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は、事前に連絡すること。

(3) 提出期限

令和5年1月27日(金)午後5時まで必着

(4) 経費負担

提案書の作成、提案に係る費用及び郵送費は提出事業者の負担とし、提案書の返却はしない。

(5) 提案書作成内容

提案書作成においては、仕様書及び特記仕様書を熟読し、創意工夫をもって提案書を作成すること。

ア 体裁は原則としてA4判(A3の折込みも可)とし、縦横は問わないが、横書き日本語表記で10ポイント以上であること。

イ 本業務の仕様書及び特記仕様書に定めのない業務及び目的達成のために有効と思われる案があれば追加提案を行うこと。

8 審査方法及び評価基準

(1) 本提案の審査については、本町職員等で構成する選定委員会が行い、優先交渉事業者を選定する。

(2) 選定委員は、提出された書類により「評価要領」に基づいて審査を行い、優先交渉事業者を選定する。

(3) 本プロポーザルに係るプレゼンテーションの日程は、参加表明事業者に後日通知する。

(4) 選定結果は、決定後速やかに全ての提案書提出事業者に通知する。

9 その他

(1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

(2) 提出された書類は、本プロポーザルに係るプレゼンテーションの審査以外には使用しない。

(3) 参加表明書及び提案書は返却しない。

- (4) 参加申込、辞退届及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルの提案に係る費用については、各提案事業者負担とする。

10 所管課

〒649-4192 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地

串本町役場 企画課 ロケット推進室

電話：0735-67-7004 FAX：0735-72-1501

メール：kikaku@town.kushimoto.lg.jp